

次に、成年後見制度についてお伺いします。

介護保険制度のスタートと同時に制度がスタートしました、「成年後見制度」。「新 長野県高齢者プラン」の中でも、成年後見制度の普及の遅れが課題となっています。

認知症や知的・精神障害などで判断を欠く方の財産管理、身上監護などをおこなうための手段としての、成年後見制度ですが、実際相談を受ける市町村、地域包括支援センターなどでは、専門的な知識を持った職員が不足していることもあって、制度普及の妨げの要因の一つとしてあげられていることから、県では今年度、「成年後見制度促進事業」を導入して、事業を実施たわけですが、どのような取り組みをして、どのような成果が得られたのか。

またどのような課題が浮き彫りとなったのか、その内容についてお伺いいたします。

同時に、今回の事業実施を受け、高齢者、障害者の権利擁護の立場からも、機能の充実、制度の普及は急務と考えます。

今後、どのように制度の一層の普及を図り、各市町村などとの支援体制をとっていくのか、ご見解をお聞かせ下さい。

同時に、現在は十分な判断能力があるものの、高齢者の一人暮らし、高齢夫婦のみの世帯などで、あとの面倒を見る人がいないなど

の事例もあることから、任意後見制度の活用もあります。

適切な保護と支援が可能になるなどを考えると、制度の普及とともに、専門性の高い助言をできる人材の養成、相談窓口の設置などの充実はますます重要となってくるものと考えます。

任意後見制度につきましても、県としてどのように啓発活動をするか、市町村などとの支援体制を構築していくお考えか、お聞かせ下さい。